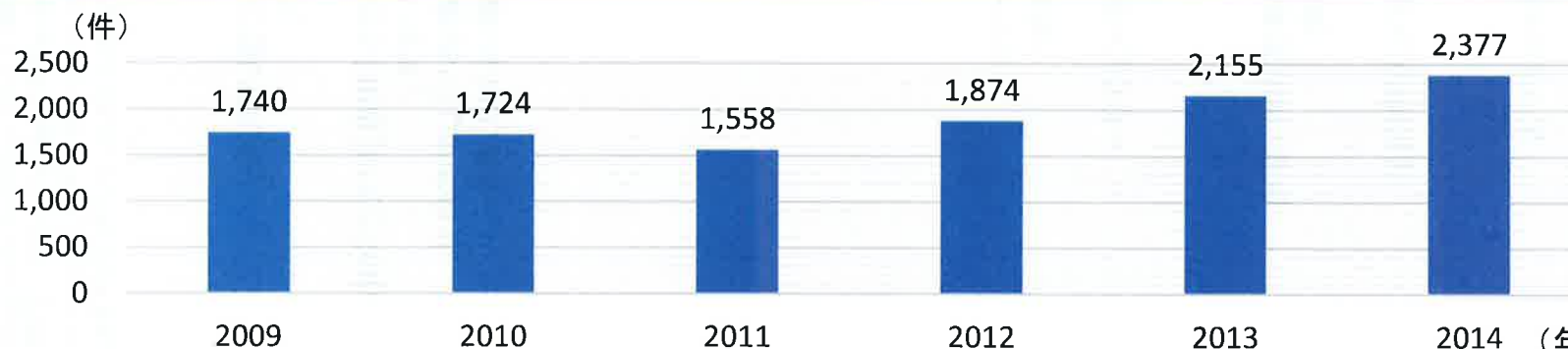


(8) 美容医療契約の特定継続役務提供への追加 (施行令別表第4、施行規則第31条の4等)

特定継続的役務提供とは…

- 有償で一定期間以上にわたり継続的に提供される**特定の役務**
- 具体的な役務 (例: エステ)、期間 (1月超)、金額 (5万円超) 等を政令で規定

政令指定外の美容医療に関する相談 (特に契約内容や解約の相談) が増加傾向



出典: 内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会報告書 (平成27年12月)

一定の美容医療について、1月超かつ5万円超の契約を締結して行うものを特定継続的役務提供の規制対象に追加 (具体的な対象役務は下表のとおり)

役務内容	方法
脱毛	光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法 (例: レーザー脱毛)
にきび、しみ、そばかす、ほくろ、刺青その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化	光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法 (例: ケミカルピーリング)
皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減	薬剤の使用又は糸の挿入による方法 (例: ヒアルロン酸注射)
脂肪の減少	光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法 (例: 脂肪溶解注射)
歯牙の漂白	歯牙の漂白剤の塗布による方法 (例: ホワイトニングキットを用いたホワイトニング)



(8) 美容医療契約の特定継続役務提供への追加 (続き)



美容医療の関連商品を以下のとおり規定。

- ① いわゆる健康食品
- ② 化粧品
- ③ マウスピース (歯の漂白のために用いられるもの) 及び歯の漂白剤
- ④ 医薬品、医薬部外品 (美容を目的とするもの)

- 関連商品とは、**役務の提供を受けるにあたり購入する必要がある商品**(※)であり、クーリング・オフや中途解約の際、併せて売買契約の解除が可能
- ただし、いわゆる消耗品(美容医療の関連商品は全て消耗品)については、使用又は消費した場合は売買契約の解除ができない

※役務提供事業者が販売、代理、媒介のいずれかを行うもの。

【参考】 中途解約時における損害賠償額等の上限 (法第49条第2項)

1. 中途解約時、既に役務(サービス)を行っていた場合

事業者が請求できる金額の上限は、以下の①②の合算

①提供済みの役務(サービス)の対価に相当する額

→精算に用いる単価は、契約締結の際の単価が上限。

②通常生ずる損害の額として政令で定める額

→美容医療については、**5万円又は契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額**

2. 中途解約時、役務(サービス)の提供開始前だった場合

美容医療については、事業者が請求できる金額の上限は**2万円**。